議案第8号

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

消防団員の数の減少を理由として、消防団員の定数を見直すため、消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項の規定に基づき、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例 の一部を改正する条例

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例(平成17年山都町条例第156号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「600人」を「500人」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例(平成17年条例第156号)新旧対照表

現行	改正後 (案)								
(定員及び種別)	(定員及び種別)								
第2条 団員の定員は、 <u>600人</u> とする。	第2条 団員の定員は、 <u>500人</u> とする。								
$2\sim4$ (略)	$2\sim4$ (略)								

山都町消防団の推移

			西部方面隊 (~H26年度:矢部方面隊)									東部方面隊 (~H26年度:清和方面隊)				東部方面隊 (~H26年度:蘇陽方面隊)					
	本部	女性隊	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団		第8分団	第9分団	第10分団		第11分団	第12分団	第13分団	第14分団		合計	らの減少 数
平成25年度	6	22	48	53	65	66	30	93	62	417	27	53	31	111	50	45	30	25	150	706	
平成26年度	6	22	52	53	65	65	29	94	59	417	28	54	30	112	48	44	30	27	149	706	0
平成27年度	5	26	50	49	63	58	29	89	55	393	28	52	28	108	42	43	23	22	130	662	-44
平成28年度	5	27	49	49	64	59	29	89	55	394	28	50	26	104	40	44	24	22	130	660	-2
平成29年度	5	28	49	46	60	53	27	80	49	364	22	48	25	95	39	43	22	22	126	618	-42
平成30年度	5	29	50	48	61	59	25	79	50	372	22	47	27	96	38	45	23	22	128	630	12
令和元年度	5	28	46	42	55	54	21	73	48	339	20	45	22	87	35	42	20	19	116	575	-55
令和2年度	5	29	45	42	54	54	20	73	49	337	20	45	22	87	34	41	20	19	114	572	-3
令和3年度	5	32	45	33	49	48	18	67	46	306	19	42	21	82	28	37	16	18	99	524	-48
令和4年度	5	32	48	32	49	49	18	67	46	309	19	44	20	83	28	36	16	18	98	527	3

R5見込 480

分団再編について ※ 2方面隊·14分団 を 2方面隊·8分団 に再編

	H17	∼H26	矢部方面隊								青和方面隊	Ŕ	蘇陽方面隊				
	本部	女性隊	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	第8分団	第9分団	第10分団	第11分団	第12分団	第13分団	第14分団	
R5.3月まで	H27	~	西部方面隊								東部方面隊						
	本部	女性隊	第1分団	第5分団	第2分団	第7分団	第3分団	第4分団	第6分団	第8分団	第10分団	第9分団	第11分団	第12分団	第13分団	第14分団	
R5.4月から	本部	女性隊	第1分団		第2分団		第3分団	第4分団	第5分団	第6分団		第7分団	第8分団		分団		